

岡山市主催行事等の開催に関する方針について

岡山市主催行事等について、開催の目安を下記のとおりとする。

記

1. 催物開催の目安

	「感染防止安全計画」を 策定するイベント（注1）	「感染防止安全計画」を 策定しないイベント
人数上限（注3）	収容定員まで	5,000人又は 収容定員50%の いずれか大きい方
収容率（注3）	100%（注2）（注5）	大声なし（注4）（注5）：100% 大声あり（注4）（注5）：50%

注1：参加人数が5,000人超のイベントに適用。「感染防止安全計画」を開催2週間前までに県に提出すること。

注2：安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

注3：収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

注4：「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

注5：同一イベントにおいて「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）

2. 適用日

- ・令和4年9月22日以降

今後の学校教育活動について

ウィズコロナを前提とした社会経済活動と同様に、児童生徒の成長にとって必要な学校教育活動を継続する観点から、次のとおり対応することとする。

1 学級閉鎖の基準について (緩和)

潜伏期間が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、学級閉鎖の基準を以下のとおり変更する。

【観察期間】※学級内で感染拡大の有無を判断する期間

○感染者の最終登校日翌日から4日間の観察期間を 2日間とする

【学級閉鎖】※観察期間中に学級内で感染拡大のおそれがあると判断した場合

○新たな感染者の最終登校日翌日から4日間の学級閉鎖を 3日間とする

2 学校教育活動について (継続)

○基本的な感染症対策について

「三つの密」回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等手指衛生」、「換気」等の徹底

○学校生活について

マスクの着用については、体育の授業や運動部活動、登下校時には外す指導を継続する。

- ・授業： あらゆる活動について実施
- ・学校行事： 宿泊学習も含め実施
- ・給食： 対面会食を回避し実施
- ・部活動： 公式戦等を除き活動範囲を県内とし実施

3 家庭への協力のお願いについて (継続)

○ 児童生徒に発熱等風邪症状が出た場合は、無理をせず、早めに医療機関等受診していただきたい。

○ 同居する家族に、発熱等風邪症状がある場合や風邪症状を理由にPCR検査を受けている場合等は、その症状が回復するまでは登校について控えるようお願いしたい。

コロナ陽性者発生時の今後の対応について

1 就学前施設（保育園、認定こども園、市立幼稚園）について

(1) 家庭保育依頼を行う判断について

施設内での感染が疑われる事例が一定程度みられることから、今後も引き続き、1人目の陽性者確認後、家庭保育依頼（クラス休園、全休園等）を行うことを基本とする。

■背景 乳幼児の行動（接触の多さ）、幼児のマスクの効果は限定的（2歳未満は危険）、予防接種率の低さ（5歳未満は対象外）、家庭保育中の登園は、0人～半数程度までばらつきあり。

※家庭保育期間中も、保育が必要な園児を受入れることを原則とする。

(2) 家庭保育依頼を行う期間について

家庭保育依頼後3日以内に次の陽性者が出るケースが多いため、家庭保育依頼の期間を現行4日間から3日間に短縮する。

■最終登園日に発症し、家庭保育を依頼したクラスの状況（8/1～9/16（抽出））

3日間の家庭保育が有効であったケース：家庭保育依頼後3日以内に陽性者が発生	56%
4日間の家庭保育が必要だったケース：家庭保育依頼後4日目以降も陽性者が発生	6%
結果的に家庭保育依頼が不要だったと考えられるケース：家庭保育依頼後の陽性者が0人	38%

(3) 基本的な対応のイメージ

ア これまでの対応（令和4年1月～）

最終接触	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
陽性者（症状有）の最終登園	家庭保育依頼	家庭保育依頼	家庭保育依頼	家庭保育依頼	再開

イ 今後の対応（令和4年9月26日～）

最終接触	1日目	2日目	3日目	4日目
陽性者（症状有）の最終登園	家庭保育依頼	家庭保育依頼	家庭保育依頼	再開

(4) クラス休園等の状況（1週間ごとの推移）

8/5 過去最大	8/12	8/19	8/26	9/2	9/9	9/16 直近
51 施設	26 施設	29 施設	21 施設	20 施設	17 施設	10 施設

※対象施設 公私立認可保育園・認定こども園、地域型保育事業所、市立幼稚園（全235施設）

2 放課後児童クラブについて

クラブ内で感染者が確認された場合は、必要に応じて、当該支援単位への利用自粛の協力依頼、休所等の対応を取る。

※利用自粛については、小学校の扱いに準ずる。